

【定例研究会報告要旨】

第 1835 回 (12 月 12 日)

フランスにおける農業環境プログラムの 限界と課題

石 井 圭 一

EU 農政における環境支払いは、1985 年の農業構造の効率改善に関する規則 797/85 第 19 条において、「自然生態の保護の要請に合致した農業生産手法の導入や継続に寄与し、農業者の適正な所得を確保することを目的として、加盟国が環境保全区域において特別な措置を講じることを認める」と定めたことに始まる。

イギリスに引き続き、ドイツ、デンマーク、オランダで迅速に第 19 条の適用が実現したのに対し、フランスでは適用に対する消極性、躊躇の表れが一樣に指摘されてきた。しかし、92 年の規則 2078/92 に基づく農業環境プログラムの適用のもと、1997 年には農業利用面積の 22.6% が給付対象となり、環境保全を目的とした直接支払いは定着しつつあるといえる。

本報告では、フランスにおける農業環境プログラムの実際について検討するとともに、農業環境プログラムが展開するにあたっての障害等について指摘を行った。報告のポイントは以下のとおりである。

① 農業環境プログラム給付金は、農業関連歳出の中ではマージナルな財政規模であるが、ハンディキャップ補償金の歳出規模に接近している。

② 給付の目的は、集約的な耕種生産による環境負荷の軽減と、粗放的な草地畜産の維持による景観や環境の保全である。歳出構成をみると 8 割強が後者に投じられており、政策的プライオリティが粗放的な草地畜産の維持に置かれている。

③ 条件不利地域に展開する粗放型畜産は農業所得が低い部門であり、農業所得に対する農業環境プログラムの寄与はかかる地域で高い。

④ 農業環境プログラムにおける給付単価の設定は、環境保全にかかる営農手法により被る損失、もしくは営農行為がもたらす追加的な費用を補填する水準を原則とし、経済的な誘因として 20% ま

で加算されることが認められている。すなわち、規則上は農業所得とリンクする余地はない。このため、粗放型畜産による環境保全（景観やビオトープの保全、山火事延焼や雪崩の防止など）は、営農を継続するための所得が確保される必要があるが、生産物価格が低落傾向にあれば、環境保全の前提となる営農の継続性が危惧される。

⑤ 他方、農業環境プログラムにより集約的な農業による環境負荷の軽減を図る場合、農業者の参加を高めようとするれば、価格支持や政策価格の引き下げに対する所得補償によって所得が引き上げられた分、高い単価が設定されなければならない。このことは、政策の公平性の問題を引き起こしている。農業者の理解と関心を高め、農業者の参加を促すには、経済的な誘因を提示するだけでは達成されず、農業者に対する指導・普及活動の重要性が示唆される。

第 1836 回 (1 月 16 日)

農業部門のコスト変動要因 ——産業連関モデルによる分析——

薬師寺 哲 郎
佐 藤 孝 一

産業連関分析の均衡価格モデルを用いて、1980 年から 1995 年にかけての農業部門の価格変動（コスト変動）の要因分解を行うとともに、農業以外の全ての部門について（農業資材産業を含む）、それらの価格変動が耕種と畜産の価格変動に及ぼした影響を分析した。本分析では、農業部門の価格変動を、農業資材産業の価格変動、輸入価格変動、投入係数変動、輸入係数変動（以上が中間投入の変動）、付加価値変動に要因分解し、中間投入に関する要因を主として分析した。

分析結果を簡単にまとめれば、次のとおりである。

① 農業部門の価格変化に対する中間投入の影響は、耕種の価格変化に対しては相対的に小さく、畜産の価格変化に対しては大きい。

② 中間投入の変化による部分は、1985-90 年の